

京都市監査事務局長等専決規程の一部を改正する規程を公布する。

平成16年3月31日

京都市監査委員	磯	辺	寿	子
同		安	孫	和
同		下	蘭	俊
同		藤	井	昭

京都市監査委員規程第4号

京都市監査事務局長等専決規程の一部を改正する規程

京都市監査事務局長等専決規程の一部を次のように改正する。

第3条中第8号及び第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号から第14号までを2号ずつ繰り上げ、第15号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 広報資料の発表に関する事。

第3条第16号を同条第15号とする。

第4条第1号、第2号及び第4号中「準ずる」を「準じる」に改め、同条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とする。

第5条を次のように改める。

(庶務担当課長専決事項)

第5条 庶務担当課長の専決事項は、職員の扶養親族、通勤手当及び住居手当の認定に関する事とする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(監査事務局第一課)